

## 構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔平成28年3月22日  
閣議決定〕

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第4項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次のように変更する。

2.（2）①ii）ア）中「（以下「内閣官房」という。）」を削り、「内閣官房」を「内閣府」に改める。

2.（2）①ii）イ）から4.までの規定中「内閣官房」を「内閣府」に改める。

3.（1）中「（以下「内閣府」という。）」及び「内閣府と連携し、」を削る。

別表1第934号及び第1013号を削り、第939号の次に別紙1の1号を加える。

別表2中「別表1の番号」を「番号」に改め、同表第934号及び第1013号をそれぞれ別紙2のように改める。

### 附 則

この基本方針の変更は平成28年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2の変更規定（同表第934号の変更規定を除く。）は、閣議決定の日から施行する。

# 別紙 1

番号	940
特定事業の名称	「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内において、高年齢者等に対する重点的な就職支援を実施することが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県労働局が地方公共団体と連携して当該業務を実施する「シニア・ハローワーク」を設置することができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

# 別紙 2

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法(平成9年法律第124号)に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	全部	基準該当短期入所について、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第68号)	平成23年6月1日実施(措置済)	厚生労働省
		障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法(平成9年法律第125号)に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。		基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスについて、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第90号)	平成25年10月1日実施(措置済)	厚生労働省
		居間及び食堂の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用できるようにする。		指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者受入事業について、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第6号)	平成28年4月1日実施(措置済)	厚生労働省

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1013	農業関連事業普及指導員任用事業	<p>都道府県が、その設定する構造改革特別区域において、農業関連事業普及指導員任用事業（当該構造改革特別区域における農業関連事業（農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業をいう。）について識見を有する普及指導員（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項の普及指導員をいう。以下同じ。）の数が当該構造改革特別区域内において農業関連事業を行う農業者の数に比して少ないと認められるときに、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者を普及指導員に任用する事業をいう。）を実施することにより、当該構造改革特別区域内の農業者による農業関連事業の実施を通じた農業経営の改善に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該都道府県の知事が普及指導員の任用を行う場合における農業改良助長法第9条の政令で定める資格を有する者は、農業改良助長法施行令第3条に規定する者のほか、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者とする。</p> <p>（1）管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士（経営工学部門、情報工学部門又は総合技術監理部門に限る。）、弁理士又は中小企業診断士のいずれかであり、これらの業務に従事した期間が通算して2年以上ある者</p> <p>（2）当該都道府県の知事が、書類審査、筆記試験又は口述試験の方法により、当該構造改革特別区域内において農業改良助長法第8条第2項各号に掲げる事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者</p>	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第431号）	平成27年12月18日施行（措置済）	農林水産省